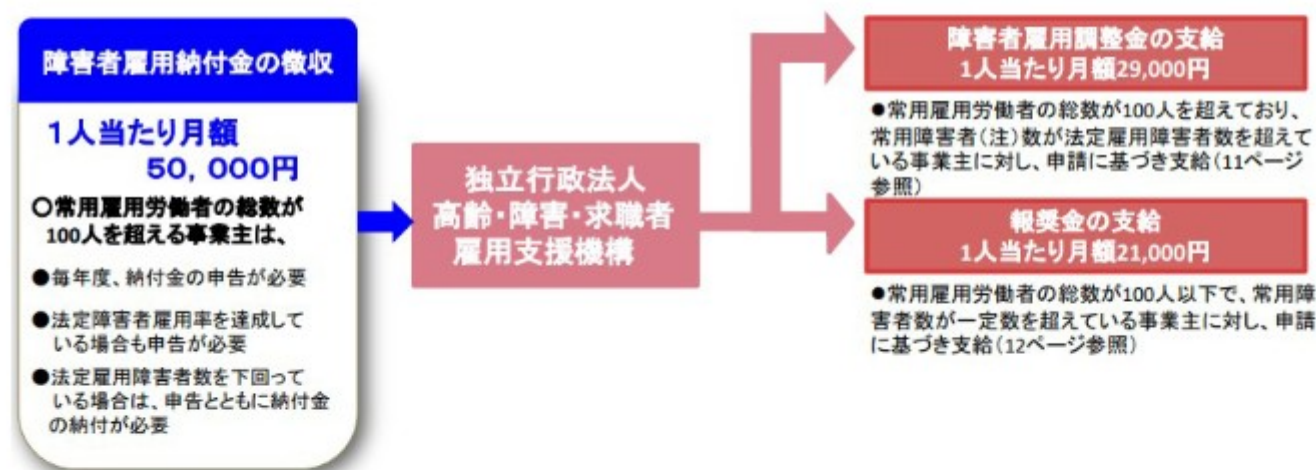


■障害者雇用調整金

障害者雇用調整金は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する障害者雇用納付金制度によって支給される助成金のことです。

障害者の雇用促進を目指すことを目的に、障害者法定雇用率未達の事業主から納付金を徴収し、障害者法定雇用率を達成している事業主に支給する仕組みになっています。

徴収額と支給額は、以下の通りです。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「事業主のみなさまへ令和6年度版ご案内」より、障害者雇用給付金制度の概要

ただし、**徴収の対象になる事業主は常用労働者100人超の障害者法定雇用率未達の企業のみ**であり、100人以下の中小企業からは徴収をおこないません。